
平成31年 第1回 宇美町議会臨時会会議録 (第1日)

平成31年1月24日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 町長の提案総括説明
 - 日程第4 議案第1号 町道路線の変更について
 - 日程第5 議案第2号 和解及び損害賠償の額の決定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 町長の提案総括説明
 - 日程第4 議案第1号 町道路線の変更について
 - 日程第5 議案第2号 和解及び損害賠償の額の決定について
-

出席議員 (14名)

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
7番 時任 裕史	8番 黒川 悟
9番 脇田 義政	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典
書記 太田 美和 書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
政策経営課長	……………	工藤 正人	財産活用課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	藤井 則昭	住民課長	……………	八島 勝行
福祉課長	……………	飯西 美咲	健康づくり課長	……………	藤木 浩一
子育て支援課長	……………	安川 禎幸	環境課長	……………	太田 一男
農林振興課長	……………	瓦田 浩一	建設・都市計画課長	……………	一木 孝敏
上下水道課長	……………	藤木 義和	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	安川 忠行			
町制施行100周年事業推進事務局長	……………				安川 茂伸

10時00分開会

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、1月ですので、新年明けましておめでとうございます。こ
ともしよろしく願いいたします。

では、ただいまから平成31年第1回宇美町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本臨時会の採決については、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御
報告いたします。

また、本日、臨時会終了後に全員協議会を開催する予定であります。よろしく願いいたしま
す。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、11番、
飛賀議員及び12番、白水議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本臨時会の会期は1月24日、本日限りとすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1月24日、1日間とすることで決定いたしました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、町長の提案総括説明についてを議題といたします。

町長より本臨時会に提案されました案件は、町道路線の変更案1件、和解及び損害賠償の額の決定案1件の計2件であります。

町長の提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本臨時会に提案しております議案は、町道路線の変更案件1件、和解案件1件の計2件でございます。

議案第1号の町道路線の変更につきましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、昨年10月6日、町所有の看板が台風25号の影響で飛ばされ、車に接触し、損傷させた物損事故について和解し、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには、担当者から詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いいたしまして説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 終わりましたので、町長の提案総括説明を終結します。

日程第4. 議案第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第1号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。一木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（一木孝敏君） 改めまして、おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第1号 町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。平成31年1月24日提出、宇美町長木原忠。

路線番号124、路線名、下宇美～浦尻線、旧起点、明神坂二丁目4597番4、旧終点、明神坂二丁目4549番2、新起点、明神坂二丁目4597番4、新終点、明神坂二丁目4549番1、重要な経過地、明神坂二丁目。

提案理由といたしましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページの町道路線の変更位置図をもとに御説明させていただきます。

図面中央に茶色く縦に延びている道路が九州縦貫自動車道となります。図面上段に薄茶色で横に延びております道路が、町道耳取～光正寺線となります。図面下段に同じく薄茶色で横に延びております道路が、主要地方道福岡太宰府線となります。

今回対象となる路線は、図面中央の青色で縦に延びている町道下宇美～浦尻線でございます。この路線は、主要地方道福岡太宰府線を起点とし、終点が町道耳取～光正寺線になるところでございます。終点付近の青色矢印の旧道から赤色矢印で示しております地番及び区域へ変更するものでございます。

変更する場所は、志免町、宇美町、須恵町が3町で浦尻池導水路等整備事業に関する覚書が交わされまして、志免町が事業主体で行ってございました浦尻池導水路等整備事業に伴いまして新設道路が築造されまして、当町に譲与された区域でございます。

なお、この旧道につきましては、普通財産へ変更する予定でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 町道路線の変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決され

ました。

日程第5. 議案第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第2号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） よろしくお願いいいたします。議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号 和解及び損害賠償の額の決定について、上記の議案を別紙のとおり提出をする。

提案理由ですが、平成30年10月6日に主要地方道福岡太宰府線で発生した物損事故について和解し、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まずは、事故発生場所等について御説明をさせていただきます。恐れ入ります、議案2ページの位置図を御参照願います。

位置図中央右に町立宇美小学校、その左に宇美小学校西交差点がございますが、主要地方道福岡太宰府線、都市計画道路志免宇美線になります。黄色の矢印で示しておりますが、志免町方面から九州縦貫自動車道を横断したところで事故現場と示したところでございます。

本件事案につきましては、町所有の看板が台風25号の影響により、車両に接触し損害を与えたもので、町所有の看板は青字町有地内に青線で位置を示しておりますが、宇美小学校西交差点を100メートルほど南東に位置する町有地のフェンスに掲げた注意看板が台風25号の影響により、事故現場近くの中央分離帯に飛来し、突然の突風により舞い上がり、車両に接触したものでございます。

次の3ページをお願いいたします。3ページに、平成27年3月に設置した看板の状況写真及び車両の全景写真でございます。4ページにかけまして、当該車両の損害状況写真を添付をいたしております。

恐れ入ります、議案1ページをお願いいたします。本議案の内容について御説明をさせていただきます。

和解及び損害賠償の相手方、相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、先ほど若干御説明をいたしました。平成30年10月6日午後0時30分ごろ、主要地方道福岡太宰府線を自家用車で走行中、町所有の看板が台風25号の影響で飛ばされ車に接触し、その衝撃で車体の一部が損傷したものであります。

本件事故の原因となりました町所有の看板につきましては、平成27年3月に町が町有地の違

法駐車対策として設置したものであり、ビニール製の結束バンドによって金属フェンスに固定されていただけで、設置後約3年半を経過し経年劣化しておりました。台風の影響により飛ばされ車に接触したもので、当該営造物の管理が、通常、有すべき安全性を欠いていたということであり、国家賠償法に基づく損害を賠償し、和解しようとするものでございます。

損害賠償の額につきましては、34万7,813円であります。

4、和解の内容につきましては、(1)宇美町は、前記1の相手方に対し、前記3の損賠賠償の額の支払義務があることを認める。(2)宇美町は、前記1の相手方に対し、前記3の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払う。(3)前記3の損害賠償の額のほか、本件に関し、宇美町及び前記1の相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認するとしております。

なお、損害賠償の額につきましては、宇美町が加入する全国町村会総合賠償補償保険で全額補てんされる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。——
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

これをもちまして本臨時会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、平成31年第1回宇美町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時14分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月15日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 白 水 英 至

署名議員 飛 賀 貴 夫